

ごみの分別方法及び収集回収の見直しに関するQ&A

Q1 具体的にどういったものが「燃やしてもよいごみ」になるのでしょうか？

A1 **プラスチック製品**である、食品トレイ、カップ麺の容器、卵パック、洗剤等の容器、豆腐の容器、シャンプー等のボトル、梱包材、おもちゃ、ストロー、使い捨てスプーン、フォーク、歯ブラシ、洗面器、DVD（盤）、プラスチック製容器など
革製品である、バック、靴、グローブなど
ゴム製品である、ゴム手袋、ホース、などが「燃やしてもよいごみ」となります。

Q2 指定ごみ袋の導入はいつからですか？

A2 指定ごみ袋制度については、ごみの減量化や分別意識の向上を図るため、導入する方針としており、令和9年度からの実施に向けて準備を進めてきました。
しかしながら、昨今の中東情勢の影響により、指定ごみ袋の原材料の安定的な調達や価格の見通しが不透明な状況となっており、製造・供給への影響や市民負担の増加が懸念されます。
このため、指定ごみ袋制度を導入する方針は維持しつつ、原材料の供給状況や価格動向等を慎重に見極める必要があることから、**令和9年度としていた導入時期を見直すこととしました。**

Q3 ごみ処理は有料化になるのでしょうか？

A3 指定ごみ袋の価格にごみ処理手数料を上乗せするなど、ごみの排出量に応じて処理費用の一部を負担していただく仕組みもありますが、現時点において、ごみ処理の有料化を導入する考えはありません。